

四日市競輪開催業務等総合業務委託

プロポーザル 実施要領

1 趣旨

四日市市では、四日市競輪の安定的な収益確保と競輪事業の活性化を目的として、民間活力を導入する競輪開催業務等総合業務委託を実施している。

今回、現在の包括委託期間が令和8年度をもって期間満了となるため、令和9年度から13年度にかけての四日市競輪開催業務等総合業務委託について公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務概要

(1) 委託業務名

四日市競輪開催業務等総合業務委託

(2) 業務の実施場所

名称 四日市競輪場

所在地 三重県四日市市大字羽津甲5163

(3) 契約期間

契約締結日（令和8年度中）から令和14年3月31日まで

(4) 委託契約の目的

自転車競技法（昭和23年法律第209号）第3条の規定に基づき、競輪開催業務等を総合的に委託することにより、民間事業者のノウハウを積極的に活用し、より効果的で効率的な事業運営とファンサービスの向上等を図るとともに、競輪事業を活性化し、さらなる民間資源の活用を図ることを目的とする。

(5) 委託業務の内容

委託業務の範囲は、施行者固有事務（自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第5条）及び競技実施法人固有事務（同法施行規則第4条）を除く競輪開催業務全般であり、主な業務内容は以下のとおり。

①投票関係業務

ア 集計センター関係業務

イ 投票所関係業務

ウ 資金管理業務

エ 場内映像放送関係業務

②ファンサービス関係業務

ア 特別観覧席入場券販売業務（メインスタンド、外向投票所）

イ 検札及び案内関係業務

ウ 飲料等サービス業務

エ 場内イベント実施業務

オ 駐車場管理業務

カ ファン送迎業務

キ ファン救護業務

- ク 出走表印刷及び配布業務
- ケ ファン用消耗品補充業務
- コ 選手応援横断幕掲示業務
- サ コンビニエンスストア・飲食店設置運営業務
- シ ふるさと納税実施業務
- ス 演出照明実施業務
- ③警備業務
 - ア 場内警備業務
 - イ 駐車場警備業務
- ④清掃業務
 - ア 場内清掃業務
 - イ 駐車場清掃業務
 - ウ 周辺清掃業務
- ⑤設備等管理業務
 - ア 施設管理業務
 - イ 機器保守点検業務
- ⑥広報宣伝業務
 - ア 広報関係業務
 - イ イベント企画業務
 - ウ ホームページ管理業務
 - エ インターネット施策業務
- ⑦一般管理業務
 - ア 臨時場外設置に関わる事務処理等
 - イ 来賓等応接業務
 - ウ 電話交換及びファン問合せ対応業務
 - エ 市準備資金による賞典費支払業務
 - オ 本件業務に必要とする消耗品、印刷物管理業務
 - カ 市から貸与を受けた備品類の管理業務
 - キ 本件業務に必要となる各種支払業務
 - ク 委託契約期間における業務計画書及び業務報告書の作成業務
 - ケ 関係機関又は他部署との連絡調整支援業務
 - コ 庶務業務
 - サ 開催日程作成支援業務
 - シ 市事務支援業務
 - ス 市が構成員となる会議への同席
 - セ その他受託者が本件業務を実施するために必要な業務
- ⑧相互払戻業務

ア 相互払戻業務（松阪競輪）

イ 資金管理業務

※委託を実施する範囲及び各業務の詳細について

現地説明会開催時に配布する「企画提案書作成要領特記事項（四日市競輪開催業務等総合業務委託現況書等）」に掲載しているので、参照し、企画提案書を作成すること。

※場外開催について

四日市競輪場において場外発売を実施する。企画提案者は、その場外発売についても、上記（５）の業務のうち必要となる業務を行うものとする。

3 委託料

（１）見積限度額

本場開催においては、見積限度額を、３，５８５，０００千円（消費税及び地方消費税の額を含まない）とする。

（２）委託料の条件

①委託料に係る消費税率及び地方消費税率について、税率の変更がある場合は法令の定めるところによる。

②委託料における本場開催日数、競輪の種類は、次のとおりである。

令和９年度から令和１３年度までの各年度

各年度：GⅢ（ナイトー）	４日
FⅠ（ナイトー）	２１日
FⅡ（ナイトー）	１５日
FⅡ（ミッドナイト）	２１日

③業務対象期間は、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までとし、対象期間内で見積を行うこと。

④委託料は、本場開催日数、競輪の種類、業務の変更等により増減するものとする。なお、開催順延に伴う委託料の増減は行わない。

⑤委託契約期間のうちに、特別競輪やGⅢの複数回開催等上記以外の競輪の種類がある場合は、その競輪の業務委託は、本プロポーザル実施に係る契約とは、別契約とする。

⑥委託料のうち、修繕等施設関係費は原則２５，３００千円（税込）／年度とし、各年度末に一括精算するものとする。

4 プロポーザル審査委員会

（１）設置目的

四日市競輪開催業務等総合業務委託を実施するにあたり、プロポーザル方式による契約の相手方となる優先交渉権者の選定を厳正かつ公正に行うため。

(2) 役割

審査委員会は、次の事項を処理する。

- ①実施要領等の確認に関する事
- ②事業者選定に関する事
- ③企画提案書等の審査及び優先交渉権者の決定に関する事
- ④その他必要な事項

(3) 組織

審査委員会の委員数は、5人以上とする。

5 参加資格要件

次に掲げる事項のすべての要件を満たすこと。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②四日市市入札参加資格者名簿に登載又は登載予定であること。
なお、登録業種は、「施設運営・管理」とする。
〔未登載または登録業種が異なる場合は、審査委員会（プレゼンテーション）開催日の時点で四日市市入札参加資格者名簿に登載されていること。〕
- ③入札参加資格審査申請において、提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ④本プロポーザル実施要領の公表の日から優先交渉権者の特定の日まで、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成21年6月1日施行）の規定による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ⑤法人であること。
- ⑥警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく警備業の認定を受けていること。グループの場合は、構成法人のうち1社は警備業の認定を受けていること。
- ⑦自転車競技法施行規則第3条第2項に該当しないこと。
- ⑧四日市市税（同市税が課税されていない法人で市外に主たる事務所または事業所を有するものにあつては、主たる事務所または事業所の所在地の市町村税）、法人税、消費税および地方消費税を滞納していないこと。
- ⑨会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続をしていないこと。
- ⑩政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体およびこれに類する団体でないこと。
- ⑪宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体でないこと。

⑫参加者または参加者の役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長およびその他これに類する地位にある者ならびに経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、「四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）」の第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等でないこと。

⑬参加者または参加者の役員等が、暴力団等排除措置要綱の別表第 1 に掲げるいずれの場合にも該当していないこと。

※参加資格者が、プロポーザルの過程で参加資格要件に該当しないと明らかになった場合は、候補者とならない。

6 優先交渉権者の決定方法

公募型プロポーザル方式を採用し、提案された企画提案書について審査委員会で審査を行い、業務遂行の質的な面等を総合的に評価し、最優秀提案事業者を優先交渉権者に決定する。

優先交渉権者の決定後、委託契約の締結にあたっては、企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、優先交渉権者と提案内容に沿って、契約内容、仕様書等の詳細を協議・調整を行ったうえで、双方合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

なお、優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、審査結果の次順位以降の企画提案者と順次協議を行い、合意した者と随意契約を締結する。

7 企画提案内容

企画提案（本場開催、場外開催）については、次の項目ごとに具体的に提案すること。

（１）競輪運営計画

- ①業務の基本方針
- ②運営組織・執行体制
- ③業務実施フロー・業務遂行能力
- ④売上向上施策
- ⑤来場促進・認知度向上施策
- ⑥新外向投票所運営
- ⑦導入機器
- ⑧選手育成・地域振興

（２）参考見積

①本場開催

本場開催において、委託料は定額で提案するものとする。

②場外開催

場外開催の参考見積について、車券売上額に対する定率で提案するものとする。

なお、上記（２）①の参考見積について、審査委員会（プレゼンテーション）において優先交渉権者に決定した者は、参考見積の積算根拠（明細）を四日市市に提出すること。

8 企画提案内容に含める導入機器

導入機器の対応については、現状の発売エリアと新外向投票所の２段階に分け、以下のスケジュール及び要件に基づき提案すること。詳細については「企画提案書作成要領特記事項」を参照すること。

（１）エリア別の対応方針とスケジュール

機器の導入・更新に伴う本場及び場外の休止期間も踏まえ、以下の時系列に沿って対応すること。

① 第１期：現状の発売エリア（既存売場）について

現状の発売エリアで車券発売を継続できるよう、既存機器の継続使用、又は更新（入れ替え）を選択し、以下の通り対応すること。

○稼働目標日： 令和９年４月２８日

○休止期間： 令和９年４月中に１カ月程度（更新対応のため。開催に支障のないスケジュールで実施すること。）

○協議事項： 機器の入れ替え、増設・撤去を行う場合は、令和９年３月３１日までに、四日市市と協議を行った上で「場内配置計画（配置の考え方、配置場所、製品種類、機種名、台数）」を提出すること。

② 第２期：新外向投票所等について

令和１０年２月の新外向投票所完成に伴い、以下の通り新規導入及び更新を行うこと。なお、本期において導入する機器等はすべて新品とすること。

○稼働目標日： 令和１０年７月１日（令和１０年６月３０日までに場内へ設置完了のこと）

○休止期間： 令和１０年４月から６月までの間で１カ月程度（設置対応のため）

○提案事項： 車券発売払戻関係機器および車券購入機器（特別観覧席個室席）は、「場内配置計画（配置の考え方、配置場所、製品種類、機種名、台数）」について提案すること。

○対象施設： 新外向投票所内のほか、Bbスタジオ（スタジオ機器）、放送室（放送設備）及び特別観覧席（指定席販売システム）も同日期限とする。

（２）導入・更新対象機器の詳細

① 【新規】車券発売払戻関係機器

新外向投票所内の車券発売払戻関係機器（モニターを含む）の設置、及び車券発売払戻に係る音声サービス装置一式を更新すること。

○要件： 少なくとも新品で導入した機器により、本場の F I 開催や場外の GⅢ開催が運用できるよう、配置の考え方、設置場所、機種、台数などの「場内配置計画」を提案すること。

○例外対応： 本場の GⅢや場外の特別競輪等で機器不足が生じる場合は、移設等での対応も可とするが、提案書には移設等する場合の対応方針（設置場所、機種、台数など）も記載すること。

○構成機器：

- ・車券発売払戻機器（自動発売払戻機、有人機、キャッシュレス投票機）
- ・投票サービス提供機器（オッズプリンタ）
- ・集計センターシステム機器（キャッシュレス投票システム、場内音声案内システム）
- ・ネットワーク関係機器（ネットワーク敷設工事、ネットワーク機器）
- ・モニター関係機器（モニター）
- ・その他（上記に付随する端末設置工事など）

②【新規】車券購入機器（特別観覧席個室席）

新外向投票所 2 階に設置する特別観覧席（個室席）を含むプレミアムエリアについて提案すること。特記事項に定める最低席数以上を確保すること。

提案事項： 基本コンセプト・空間づくりの考え方、特別観覧席の配置計画（レイアウト）、及び各席への車券購入機器（モニター・発売払戻機器等、機種・台数含む）の設置計画。

③【新規・更新】指定席販売システム

メインスタンド特別観覧席売場の座席管理システム機器の更新及び新外向投票所 2 階の有料席（特別観覧席、グループ席）管理システム機器を新規に導入すること

④【更新】スタジオ機器

デジタルビデオスイッチャー、ノンリニア編集機、電子テロップ生成・編集システム、リプレイ映像記録編集機等を更新すること。

⑤【更新】放送設備

場内放送設備（集計センター設置）、非常放送装置、場内スピーカー、スピーカー幹線ケーブルを更新すること。

（3）経費負担及び権利の帰属について

○経費の見積り： 機器代、設置工事費、既存機器等の撤去費等の導入にかかる経費は、すべて「本場開催の参考見積」に含めること。

○所有権の帰属： 委託契約期間の終了時、上記（2）で導入した機器や備品の所有権は、すべて四日市市に帰属するものとする。

○現受託業者持込機器：業務を遂行するうえで必要と判断した場合は、受託者の

負担で準備すること。

○不要機器： 更新に伴って不要となった機器は、受託者の負担で処分すること。

(4) 企画提案書作成にあたっての注意点

本項目の提案内容は、企画提案書の該当箇所に分けて記載すること。

ハードに関する提案（機器の構成・配置等）： 「④導入機器」に記載

機器を使用した全体的な運営方法： 「⑦新外向投票所運営」に記載

9 外向投票所新築ほか工事について

現在進行中の外向投票所新築工事に伴い、リニューアルオープンの前後で車券発売エリア等の運営体制が大きく変更となる。提案にあたっては、以下のスケジュールと発売エリアの移行を踏まえ、現地説明会開催時に配布する「企画提案書作成要領特記事項」及び「ゾーニングイメージ」に基づいた運営を前提とすること。

(1) スケジュール及び車券発売エリア

リニューアルオープンを境に、以下の通りフェーズを分けて運営を提案すること。

① 外向投票所 供用開始前（令和9年4月1日～令和10年6月30日）

現在は競輪場の北側を中心に車券発売を行っており、供用開始前は以下の現行売場をベースとした運営とすること。

○車券発売エリア： ドリームスペース、メインスタンド、ジョイフルスペース

② 外向投票所 リニューアルオープン後（令和10年7月1日以降）

供用開始後は、新設される外向投票所を中心とした運営を前提とすること。

○リニューアルオープン： 令和10年7月1日

○車券発売エリア： 外向投票所、メインスタンド、ジョイフルスペース、ドリームスペース

(2) 留意事項

移設期間について： 外向投票所は令和10年2月29日までに完成予定であり、令和10年3月1日から令和10年6月30日までを機器設置の準備期間とする。

スケジュールの変更について： 工事等のスケジュールの変更により、提案等の見直しが必要となった場合は、四日市市と受託者で協議を行うものとする。

別途契約に関する事項： 外向投票所を運営するために必要な配線敷設等の業務については、本プロポーザルによる契約締結後に受託者と協議を行い、別途契約を行うものとする。

10 コンビニエンスストア・飲食店について

令和10年7月の外向投票所リニューアルオープンと同時に、新たにコンビニエンスストア及び飲食店の営業を開始する。詳細については、現地説明会開催時に配布する「企画提案書作成要領特記事項」を参照すること。

(1) 施設整備等の共通事項

○内装工事： 両店舗とも未施工（スケルトン貸し）の状態で引き渡すため、

内装工事については四日市市と受託者で協議を行う。

○営業日・営業時間：各店舗の項目に示す営業日数及び営業時間帯は最低限の条件であり、提案によりこれを上回る設定も可能とする。なお、原則から変更を希望する場合は、四日市市が承認する場合に限り変更できるものとする。

○売上の帰属：委託業務の付帯事業として、受託者が自らの責任と計算において物品販売（自主事業）を行うこととし、売上に伴う収入は、原則として受託者の収入とする（コンビニエンスストアの納付条件は後述の通り）。

（２）コンビニエンスストアの運営要件

○場所：外向投票所内 1 階

○営業日時（原則）：

・営業日：本場開催及び場外開催日（年間 330 日程度）

・営業時間：7 時 00 分～21 時 00 分

（※ナイター本場および場外がない場合は 17 時 00 分までとすることも可）

○店舗運営形態：次のいずれかの形態を認める。なお、サテライト型店舗も可能とする。

・直営ブランドの店名及びロゴ等を使用し、直接店舗運営する場合

・フランチャイズチェーン運営会社とのフランチャイズ契約により運営する場合

○什器の準備：コンビニエンスストアの什器類は受託者にて準備すること。

○四日市市への支払い（納付条件）：

年間の対象売上額が 78,700,000 円を超えた場合、【超過売上額×7.7%（税込）】で計算した金額を四日市市へ支払うこと。なお、売上は毎月、四日市市へ報告を行うこと。

※以下の品目については、年間の売上額の計算から除外する。

① 金券・カード類（テレホンカード、クオ・カード等）

② 切手・官製はがき・印紙

③ マルチメディアステーションにて購入される商品

④ 電気料金、水道料金、ガス料金、運送料金、チケット代金等、収納代行業務の履行として受領した料金又は代金

⑤ 電子マネーのチャージサービス等の入金分

⑥ その他、四日市市の承諾を得たもの

（３）飲食店の運営要件

○場所：外向投票所内 2 階

○営業日時（原則）：

・営業日：本場開催日、及び場外開催日の土日祝（年間 120 日程度）

・営業時間：

本場開催時：10時00分～21時00分

場外開催時：10時00分～17時00分

1.1 評価指標

若年層・女性層へのデジタル施策の強化、地域との連携及び経済波及効果の創出を目的として、売上高・来場者数・ネット投票比率・広報発信数等の評価指標を設定すること。評価指標は、年度当初に四日市市と協議の上で策定し、年度末に達成状況を報告すること。

1.2 契約方法

(1) 本場開催

随意契約により、四日市市と締結するものとする。

- ・ 契約期間 契約締結日（令和8年度中）から令和14年3月31日まで
※優先交渉権者決定後、詳細を調整し速やかに契約予定
- ・ 委託料の金額と支払方法
- ・ 本場開催日数、競輪の種類
- ・ 業務内容（仕様書）
- ・ 本場開催日数、競輪の種類、業務内容に変更があった場合の委託料、支払方法の取扱い
- ・ 権利義務の譲渡等禁止、一括委託禁止、設備等の使用管理、秘密の保持、四日市市の契約解除権、受託者の契約解除権等の事項

(2) 場外開催

場外開催については、別契約とする。

1.3 実施要領等の配布

本プロポーザルの実施要領等を次のとおり配布する。

※四日市市ホームページにおいても、実施要領等をダウンロードできる。

(1) 配布期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月8日（火）まで
各日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

三重県四日市市大字羽津甲5163
四日市市商工農水部けいりん事業課（四日市競輪場内）

(3) 配布資料

- ・ 四日市競輪開催業務等総合業務委託 プロポーザル 実施要領
- ・ 四日市競輪開催業務等総合業務委託 プロポーザル 実施要領 様式集
- ・ 四日市競輪開催業務等総合業務委託 プロポーザル 企画提案書作成要領

- ・四日市競輪開催業務等総合業務委託 プロポーザル 企画提案書作成要領
様式集
- ・四日市競輪開催業務等総合業務委託 プロポーザル 審査要領

1 4 現地説明会

本プロポーザルの現地説明会を次のとおり実施するので、参加すること。なお、現地説明会の参加は本プロポーザルの応募にあたり必要なものである。

- (1) 開催日時（下記日程の範囲内で、別途指定する日時に実施する）
 - 令和8年9月14日（月）午前10時00分から午後5時15分まで
 - 令和8年9月15日（火）午前10時00分から午後5時15分まで
- (2) 開催場所
 - 三重県四日市市大字羽津甲5163
 - 四日市市商工農水部けいりん事業課（四日市競輪場内）
- (3) 参加申込
 - ①申込先
 - 〒510-0012 三重県四日市市大字羽津甲5163
 - 四日市市商工農水部けいりん事業課（四日市競輪場内）
 - ②申込方法

現地説明会参加申込書（様式1）を用いて、持参又は郵便書留により提出すること。
 - ③申込期間
 - 令和8年9月1日（火）から令和8年9月10日（木）まで
 - 各日午前8時30分から午後5時15分まで（必着）
 - ④参加申込者への連絡

参加申込の受付後、集合時間及び集合場所について、電話等により個別に連絡する。
- (4) 現地説明会での配布資料

現地説明会の開催場所において、「企画提案書作成要領特記事項（四日市競輪開催業務等総合業務委託現況書等）」を参加者に配布する。
- (5) その他
 - 現地説明会において、本プロポーザルに係る質疑応答は実施しない。
 - 図面はデータでの提供となるため、USBメモリを持参のこと。

1 5 実施要領等に関する質疑回答

- (1) 質問方法

本実施要領や仕様書等に質問がある場合は、質問受付期間内に質問書（様式2号）を作成し、電子メールで提出すること。なお、電子メールのみ質問を

受け付ける。

メールアドレス：jigy@city.yokkaichi.mie.jp

※参加資格審査の結果、参加資格が認められなかった場合は質問に回答しない。

(2) 質問期限

令和8年9月16日(水)午前9時から令和8年9月18日(金)午後5時まで

※電子メール送信の際は、件名及びファイル名は【(事業者名) 包括業務委託 プロポ質問】とすること。

※メールを送信した後に、担当者へ送信した旨を電話にて連絡すること。

(担当 けいりん事業課 水谷・小栗)

(3) 質問に対する回答方法

令和8年10月2日(金)までに、質問者名を伏せ、質問内容及び回答を四日市市ホームページに掲載する。

1.6 参加申込、参加資格の審査等

(1) 参加申込

本プロポーザルに参加申込をする者は、次のとおり書類を提出すること。

①提出期間

令和8年10月5日(月)から令和8年10月7日(水)まで
各日午前8時30分から午後5時15分まで(必着)

②提出先

〒510-0012 三重県四日市市大字羽津甲5163
四日市市商工農水部けいりん事業課(四日市競輪場内)

③提出方法

持参または郵便書留で提出すること。郵送した場合、郵送した旨を電子メールまたは電話にて担当者に連絡すること。

メールアドレス：jigy@city.yokkaichi.mie.jp

④提出書類

ア 参加意向申出書(様式3)

イ 誓約書(様式4)

ウ 事業者情報カード(様式5)

エ 法人の概要(事業内容、役員名簿、従業員数、事業規模等)を記載した書類

オ 定款、その他これに準ずる書類

カ 参加意向申出書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書、並びに直近3年間の収支決算書(貸借対照表、損益計算書等)お

よび事業報告書

キ 法人の登記事項証明書（登記簿謄本）

（参加意向申出書提出前1か月以内に発行されたもの）

ク 四日市市税の完納証明書（同市税が課税されていない法人で市外に主たる事務所または事業所を有するものにあつては、主たる事務所または事業所の所在地の市町村税の完納証明書または納税証明書）

※納税証明書の場合は直近5ヵ年

ケ 納税証明書「その3の3」

（「法人税」、「消費税及び地方消費税」）

コ 警備業法第4条の規定に基づく認定証の写し

（2）参加資格の審査

参加資格の審査結果については、参加資格審査結果通知書（様式6）により、令和8年10月14日（水）に郵便書留で参加申込者に発送する。

（3）プロポーザル関係書類の提出要請

プロポーザル関係書類の提出要請については、プロポーザル関係書類提出要請書（様式7）により、令和8年10月14日（水）に郵便書留で発送する。

17 企画提案書

（1）提出期間

令和8年10月19日（月）から令和8年10月23日（金）まで
各日 午前8時30分から午後5時15分まで（必着）

（2）作成要領

別冊の「企画提案書作成要領」、「企画提案書作成要領 様式集」参照

18 審査委員会（プレゼンテーション）

（1）審査委員会開催日

令和8年11月16日（月）（予定）

※審査委員会の開催日時及び場所については、郵便書留又は電子メールにより、審査委員会開催の1週間前を目途に個別に企画提案者へ通知する。

（2）審査要領

別冊の「審査要領」参照

19 審査結果

（1）通知の方法

本プロポーザルの審査結果について、審査委員会（プレゼンテーション）の終了後、プロポーザル審査結果通知書（様式8）により、郵便書留で通知する。

（2）通知の時期

令和8年11月下旬（予定）

20 契約の締結

契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、四日市市と詳細を協議するものとし、この際、改めて四日市市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。選定された優先交渉権者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合は、優先順位が次順位の者と協議を行い、成立した場合には当該事業者と契約の締結を行う。

21 日程（全体のスケジュール）

項目	期間等
① プロポーザル公告	令和8年 9月 1日（火）
② 実施要領等の配布期間	令和8年 9月 1日（火）～ 9月 8日（火）
③ 現地説明会の参加申込期間	令和8年 9月 1日（火）～ 9月10日（木）
④ 現地説明会の開催日	令和8年 9月14日（月）～ 9月15日（火）
⑤ 質問書の提出期間	令和8年 9月16日（水）～ 9月18日（金）
⑥ 質問書に対する回答期限	令和8年10月 2日（金）
⑦ 参加意向申出書等の提出期間	令和8年10月 5日（月）～10月 7日（水）
⑧ 参加資格審査結果の通知（発送）	令和8年10月14日（水）
⑨ プロポーザル関係書類提出要請書の通知（発送）	令和8年10月14日（水）
⑩ 企画提案書の提出期間	令和8年10月19日（月）～10月23日（金）
⑪ 事務局の事前ヒアリング 〔実施の場合〕	令和8年11月上旬（予定）
⑫ 審査委員会（プレゼンテーション） 開催日の通知（発送）	審査委員会開催の1週間前
⑬ 審査委員会（プレゼンテーション） 開催日	令和8年11月16日（月）（予定）
⑭ 審査結果の通知	令和8年11月下旬（予定）
⑮ 企画提案内容に対する優先交渉権 者との協議・調整	令和8年12月上旬（予定）
⑯ 契約の締結	令和8年12月下旬（予定）

※上表の期間は、時間・曜日の制限があるため、各項目の該当箇所を参照すること。

2.2 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類については、四日市市情報公開条例第6条に示された方法で情報開示請求があった場合において、同条例第7条から第15条に基づいて開示を行う。
- (2) 提出書類の著作権は、企画提案者に帰属する。なお、法令等に基づき、企画提案者の許諾を得たうえで公表する場合がある。
- (3) 提出書類は企画提案者に返却しない。

2.3 問い合わせ先

〒510-0012 三重県四日市市大字羽津甲5 1 6 3

四日市市商工農水部けいりん事業課（四日市競輪場内）

担当 水谷、小栗

電話 059-331-3480

FAX 059-333-3283

E-mail jigyou@city.yokkaichi.mie.jp

2.4 受託にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、契約の締結後、業務を円滑に進めるために事前準備を行うこと。事前準備に関する経費については、すべて受託者が負担すること。
- (2) 受託者は、業務を円滑、確実に実施するため、常設の運営組織（事務局）を四日市競輪場内に設置すること。なお、四日市市は受託者に執務室等の貸付を行うものとし、貸付場所は契約書の仕様書に定め、使用料は徴収しない。
- (3) 四日市市は、受託者が業務を遂行するために使用する四日市市の備品等については、別途、契約書の仕様書に定めるものとし、受託者は四日市市に市有物品貸付申請を行うこと。
- (4) 受託者は、業務運営に必要となる四日市市の施設、付帯設備、備品を無償で使用する事ができる。
また、受託者は、備品を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、常に良好な状態を保つものとし、受託者の使用に係る維持管理、修繕及び取替に要する費用については、原則として受託者が直接負担するものとし（四日市市、受託者が合意したものに限る）、修繕及び取替後における当該備品の所有権は、四日市市に帰属する。
- (5) 令和8年度の受託者が所有する機器・備品（企画提案書作成要領特記事項参照）については、業務を遂行するうえで必要と判断した場合は、受託者が準備すること。
- (6) 備品について、四日市市からの貸付備品と持込備品を区別するためラベリングすること。また、貸付備品と持込備品の台帳を整備し、場所の異動や破損等があ

った場合は、修正した台帳をもとに四日市市へ文書で報告すること。

- (7) 受託業務について、すべて受託者が処理するものとする。ただし、不測の事態が生じた場合には、適宜、四日市市と協議しながら業務を実施すること。
- (8) 四日市市は、関係機関との調整を含め、受託者と協働して競輪開催の実施にあたる。
- (9) 契約について、四日市市は必要があるときは、受託者に対して事前に通知を行うことにより、年度途中においても契約を解除することがある。この場合において、受託者は損害が発生したときは、その損害を四日市市に請求することができる。
- (10) 受託者の都合により、契約解除又は契約不履行が生じた場合は、四日市市が損害を受けることがないよう、受託者が賠償の責を負うものとする。
- (11) 受託者は、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。受託者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ四日市市の承諾を得ること。なお、再委託先に対する指揮、監督責任は受託者が負うものとする。
- (12) 業務の一部について再委託を行う場合、できる限り市内業者の優先に努めること。また、物品の調達等を行う場合、市内業者が製造又は加工した物品の利用推進に努めること。
- (13) 投票所窓口等で業務に従事する従事員については、受託者が雇用すること。
なお、従事員を採用する際は、地域における安定した雇用の維持・確保の観点から、現行の採用条件を参考に市内在住者の採用に可能な限り配慮すること。
- (14) 業務について、不測の事態が生じたときおよび第三者に損害を与えたときに、その損害を賠償するための保険加入など、危機管理に必要な措置を講じること。
- (15) 令和８年度競輪開催分の時効までの払戻業務については、令和８年度受託者から引継ぎ、責任をもって業務を実施すること。
- (16) 開催業務を実施する場合は、１開催毎に事前に開催計画書を四日市市に提出するとともに、実施後は速やかに報告書を提出すること。
- (17) 受託者は、毎月の業務を完了したときは、委託業務に関する報告書（月次報告）を四日市市に提出すること。なお、四日市市は業務の実施状況を確認するため、実地調査し、必要な指示をすることができる。特に、設備（空調、給排水、電気設備など）について、毎月の点検結果および業務の実施状況を報告すること。報告には、以下の項目を含めること。
 - ①月次点検の実施状況（点検日、内容、対象施設・設備、点検結果）
 - ②不具合および修繕の発生状況（発生日時、対象設備、不具合の事象）
 - ③不具合に対する対応状況（一次対応の内容、復旧状況、今後の対応方針）
 - ④原因究明と再発防止策（経年劣化、偶発的故障、その他の原因分類、および予防措置の提案）

なお、月次報告とは別に、利用者の安全や施設の運営に重大な影響を及ぼす不具合またはその兆候を発見した場合は、直ちに四日市市へ第一報を行い、速やかに報告書を提出すること。

- (18) 受託者は業務を実施するにあたり、個人情報の保護に関する法律を遵守し、知り得た個人情報、その他の情報についてみだりに他に漏らし、委託業務を行う目的以外に使用してはならない。また、委託契約期間の終了後においても同様とする。
- (19) 相互払戻資金や本場開催における選手賞金および払戻未払金資金については、四日市市が用意する。なお、場内各投票所の準備資金について、受託者が用意する場合は、その金額等を四日市市と協議すること。
- (20) 四日市競輪場フォーリンクラブの会員については、受託者が引き継ぐこと。
- (21) 四日市市と協議して、来賓棟及び外向投票所 2 階を活用した売上向上策を図ること。
- (22) 場内にファンサービス用の飲食物の自動販売機を設置する場合は、受託者に利益の発生しない販売額とし、自動販売機設置台数等に応じた行政財産使用料を四日市市に支払うこと。
- (23) 受託者は、Wi-Fi 機器を持ち込みによって更新すること。接続可能箇所はドリームスペース、ジョイフルスペース、特別観覧席およびメインスタンドとし、すべての箇所で滞りなく繋がるようにすること。また、令和 10 年 7 月以降は新外向投票所も対応すること。なお、保守運用費用は受託者負担とし、提案する委託料に含むものとする。
- (24) 受託者は、コインロッカーを持ち込みにより設置すること。
- (25) リースの LED 照明の不具合は、受託者が LED 保守業者へ連絡すること。
- (26) レース映像の著作権は四日市市に帰属すること、権利侵害行為等を防止するための条件を付けてレース映像の許諾をすることを契約書の仕様書に定める。
- (27) 本場開催において、一般社団法人日本競輪選手会三重支部が運営する管理棟給品室に店舗スタッフを配置する。
- (28) 令和 10 年度に四日市競輪場で開催される全国高等学校総合体育大会（8 月 3 日～8 月 8 日）の運営に協力すること。別途費用が発生する場合は、協議を行うものとする。
- (29) 令和 10 年度にオープン予定の外向投票所 2 階の有料席（特別観覧席およびグループ席）について、2 次元バーコードによる解錠システム利用料（月額約 4 万円程度）を支払うこと。
- (30) 外向投票所の運営に必要となるケーブル類の敷設や機器の設置等は、受託者が決定後に協議を行い、別途契約を行う。対象となる業務の詳細は、現地説明会開催時に配布する企画提案書作成要領特記事項を参照すること。
- (31) 次の項目については四日市市が負担する。

- ①本場開催の臨時場外車券売場設置に関わる必要経費
 - ②公益財団法人 J K A (Next-VIS、BRONSE インターネット配信サービス、ミッドナイト競輪利用料) に関わる使用料
 - ③株式会社車両スポーツ映像 (スピードチャンネル、BRONSE 映像集配信ネットワーク) に関わる使用料
 - ④医務業務に関わる委託料及び医薬品代
 - ⑤選手賞金の現金輸送出納業務 (本場開催) に関わる委託料
 - ⑥競輪選手宿舎に関わる使用料
 - ⑦場内安全管理業務 (自衛警備関係) に関わる委託料
- (32) 予定外の事項が生じた場合には、その都度四日市市と受託者が協議を行うものとする。

2 5 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る経費については、参加者の負担とする。
- (2) 参加意向申出書 (様式 3) の提出後、辞退する場合は、参加辞退届 (様式 9) を速やかに提出すること。
- (3) 参加者は、四日市市の下承を得ることなく、配付した資料により知り得た業務の内容を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本プロポーザルの終了後においても同様とする。
- (4) 次に該当する行為があった場合は、その企画提案は無効とする。
 - ①審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ②企画提案書等提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③著しく信義に反する行為があった場合
 - ④その他、実施要領等に違反すると認められた場合
- (5) 本プロポーザルの実施において、その公正な執行を妨げた者、虚偽の企画提案等を行った者または不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (6) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の国および諸外国の法令に基づき保護される第三者の権利 (以下、特許権等という) の対象となっている意匠、デザイン、設計、製作方法ならびに管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、企画提案者が負う。
- (7) 本プロポーザル企画提案者は、企画提案書等書類の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなすこととする。
- (8) 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差替えおよび再提出には応じない。ただし、四日市市が認めた場合はこの限りではない。また、提出書類等の著作権は参加者に帰属するが、参加者の承諾を得たうえで、四日市市情報公開条例に定めるところに準じて、公開されることがある。
- (9) 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず

実施する意向があるものとする。

- (10) 企画提案者は参加意向申出書の提出をもって、本要領記載内容を承諾したものとみなす。